

令和6年8月9日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

宇城市長 守田 憲史

市町村名 (市町村コード)	宇城市 (43213)	
地域名 (地域内農業集落名)	不知火地区 (塚原東)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年1月12日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

本地区は、不知火町の東部に位置し、国道が縦断しており沿道周辺には宅地等が密集している。農業後継者も少なく高齢化が進んでおり、働き手も不足している状況となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

基盤整備や散在した農地を集積・集約するなどし、集落営農の確立を目指す。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積（塚原東、塚原西、塚原南3地区含む）	55 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	55 ha
（うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積）【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

宇城市不知火町大字高良の一部

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
基盤整備事業により集積・集約を目指す。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地バンクの活用
(3)基盤整備事業への取組方針
大規模・小規模で取り組み農地集積・集約を目指す。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
新たに大規模な法人をつくる。新規就農の育成システム構築。集落営農組織形成
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
仕組みができています。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

有機水稻の拡大を目指す。